

# 平成31年度中野区放課後デイサービスセンターみずいろ事業報告書

令和2年3月31日  
特定非営利活動法人わかみやクラブ  
理事長 青柳 通

## 1. 運営方針

### (1) 中野区放課後デイサービスセンターみずいろ基本運営方針

児童福祉法および厚生労働省令等に基づく指定障害児通所支援事業として、同法等の遵守運営管理に努め、全職員への周知や理解することを徹底しました。

- ・利用する児童の個性、尊厳、安心、安全、権利擁護を最優先として対応した。
- ・家庭、学校、地域の社会資源との関係機関連携を図り、情報共有による一貫した支援になるように心掛けました。

### (2) 支援の目標

児童の社会的自立生活を目標とし、個性および成長に即した支援を実施しました。

### (3) 職員の資質向上

全職員が適切な支援を実施するために、職場内研修を実施し、職員の資質向上を目指した。また、業務に関連する外部研修等に積極的に参加できるような職場作りと労働環境を目指しました。

### (4) 共生地域社会の実現

児童が住み慣れた地域で、自分らしく自立生活を営むことを目標とした共生地域社会実現に向け、地域で運営する社会福祉施設等との交流を実施しました。

## 2. 各事業の内容

### (1) 放課後等デイサービス事業

事業内容：学校教育法第一条に規定した学校に就学している障害児につき、授業終了後または休業日に、厚生労働省令で定める施設に通所して生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他の便宜を供与しました。(事前登録必要)

### 【運営日等】

営 業 日：月曜日～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）  
営 業 時 間：月曜日～金曜日 13：30～18：00  
土曜日および学校長期休業日 9：00～18：00  
サービス提供時間：月曜日～金曜日 14：00～18：00  
土曜日および学校長期休業日 9：00～18：00  
利 用 定 員：28名／日  
対 象：中野区在住で、中野区が支給決定した放課後等デイサービス通所受給者証所持の就学児童生徒  
利 用 料 金：厚生労働省の定める料金、おやつ代50円／回、調理実習・外出等は実費

### 【運営内容】

#### 〔1〕 個別支援計画に基づく支援実施

##### ① 個別支援計画作成

利用予定児・保護者との面談、障害児支援計画案、発達検査等参照により、児童発達支援管理責任者が、個別支援計画案を作成し保護者に説明して、同意後に利用契約を締結しました。

##### ② 個別支援計画に基づく支援提供

個別支援計画に基づき児童指導員等による支援を提供し、個性や成長に合わせて、社会的自立を目指しました。

##### ③ 評価（モニタリング）

支援提供開始6箇月後、支援の目標達成度をケース会議等で、児童発達支援管理責任者他で、評価、確認しあい、児童および保護者に説明後、同意を得て支援を提供しました。

#### 〔2〕 関係機関連携

家庭、学校等の関係機関と連携して情報共有により支援の一貫性を担保しました。

#### 〔3〕 保護者支援

養育不安等を有した保護者等に、児童発達支援管理責任者や児童指導員等で相談を中心にして、保護者支援を実施しました。

#### 〔4〕 地域社会との交流

児童が住み慣れた地域で、自立した生活が営めるように、地域社会の行事等に積極的に参加できる機会の計画が不十分だったため、次年度は、しっかりと計画していきたい。

#### 【運営実績】

登録者数	営業日数	利用人数	利用率	平均利用人数	送迎利用人数	平均送迎人数
46人	289日	6,385人	83%	22,0人	11,749人 (往復)	43,7人

#### 〔2〕 中野区一時保護事業

中野区一時保護事業 なないろパラソル

事業内容：保護者のレスパイトや冠婚葬祭等用事の際の一時保護を行った。

対象者：障害のある小学生、中学生、高校生

利用可能な日時：月曜日～土曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）

午前9時から午後6時

利用定員：2名/日

利用上限回数：5日/月

利用料金：無料（食費、送迎の費用等は実費負担）

#### 【利用実績】

総利用時間	利用総人数	平均利用時間
55,5時間	9人	6,1時間/人

### 3.権利擁護、虐待防止、個人情報の保護

#### 【権利擁護・虐待防止】

通所した児童の日常生活の見守りの中で、異変に対する早期発見の視点を持ち、関係機関への通報義務があることを全体で確認しあいました。

また、事業所内で研修を実施し、支援の中で随時、スタッフ間の支援について、児童・障害者虐待防止の観点から点検することを、常に呼びかけ、意識されるように働きかけました。

#### 【個人情報の保護】

個人情報保護法および個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを踏まえ、事業運営にあたり適切な措置を講じました。

## 4.関係機関連携

### 【中野区すこやか障害者相談支援事業所他】

南部・中部・北部・鷺宮すこやか障害者相談支援事業所およびまっしろキャンバスで作成された障害児支援利用計画に基づくサービス提供連携を行った。定期的なモニタリングや緊急課題を連絡しあい、情報共有と適切な支援を実施した。

随時、ケースカンファレンスを実施し、保護者および関係機関と連携して、社会資源の有効活用に努めました。

### 【在籍校】

中野・練馬特別支援学校、都立永福学園、中野区立中学校、中野区立小学校教育コーディネーター等と連携し、学校と一貫性のある支援が実施できるようにしました。

下校の際に、担当教諭と体調等の引継ぎ事項を確認にし、安全安心な支援を提供するように努めました。

また、学校公開等の行事に参加し、児童の様子を共有し、関係性の向上を図りました。

### 【地域活動団体との連携】

- ・中野ことぶき会との定例的な交流を行いました。(令和元年11月16日)
- ・中野区立第七中学校、第四中学校校区地区懇談会や各学校の発表会などに参加し、地区情報や学校との情報共有を目指しました。
- ・子ども発達センターたんぼぼとの交流活動を行い、利用者相互の交流を図りました。

### 【地域ボランティアの参加】

- ・近隣地域在住のボランティア中心に事業所運営協力を依頼して、地域の事業所として定着を目指しました。

### 【医療・教育機関との連携】

- ・嘱託医師が月2回来所し、医学的見地から衛生面などへの助言を受け、環境改善を行っていきました。

## 5.苦情相談

### 【要望対応】

保護者等よりのご意見・要望等は通所時の連絡ノート、保護者面談、保護者会および玄関ホール設置の意見箱で募って都度対応しました。

### 【苦情等対応】

- ・事業所内に苦情担当者配置、責任者として法人理事長が対応しました。
- ・相談窓口として中野区障害福祉課、中野区社会福祉協議会権利擁護事業および東京都社会福祉協議会権利擁護事業連絡先を利用契約書・重要事項説明書に記載し、契約時に口頭説明を実施しました。

### 【サービス評価】

- ・サービス評価については、1年に1回利用者（保護者）アンケートを実施し、集計結果をホームページ等にて公表しました。

※ホームページアドレス：<http://www.wakamiyaclub.or.jp/>

## 6.職員配置

### (1) 職員配置について

児童福祉法および厚生労働省令等に基づき、指定障害児通所支援事業人員配基準の職員配置をしました。

職種	常勤人数	非常勤人数	小計	備考
管理者	1		1	
児童発達支援管理責任者	1		1	
児童指導員・保育士	6	5	11	社会福祉士・公認心理士 保育士・教員免許等の有資格者による
指導員		4	4	
事務員		2	2	
嘱託医		1	1	
合計	8	12	20	

### (2) 職員の資質向上について

- ・毎日、業務前に全職員でカンファレンスを実施し、当日の子どもの様子、支援目標へのアプローチ等を話し合い、共通認識を深め一貫性のある支援を実施した。
- ・東京都、中野区等が主催している講習会・研修への参加を促しました。

### ※職員研修参加実績

- ・2019年度第2回東京都相談支援従事者初任者研修：児童指導員2名
- ・2019年度第2回東京都児童発達支援管理責任者基礎研修：管理者1名
- ・2019年東京都強度行動障害支援者養成研修（実践研修）  
児童発達支援管理責任者1名、児童指導員1名
- ・2019年東京都強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）  
児童発達支援管理責任者1名
- ・2019年度中野区関係機関職員向け発達支援研修：児童指導員1名

- ・ 2019 年度中野区 9,10 月度 SV 研修：児童指導員 1 名
- ・ 障害者企業就労懇談会(情報収集として)：児童指導員 1 名
- ・ 2019 年度第 3 回発達支援専門研修：児童指導員 1 名
- ・ 2019 年度第 4 回発達支援専門研修：児童指導員 1 名

※職場内研修

- ・ 中野区 SV 研修（支援内容検討）…月 1 回
- ・ 虐待防止研修…10 月 15 日

## 7.危機管理、防災、非常時の対応

### (1) 利用者の安全への配慮、事故・緊急時の対応

- ・ 転倒やケガのリスクを考慮し、子どもの状態に応じて、臨機応変に職員体制が組めるように意識していきました。
- ・ 施設、設備、備品によるけが等が起きないように点検を行いました。
- ・ 事故、緊急事態発生時に、保護者等への連絡や救急要請を行えるように、職員間の連携の確認などを常に行っていました。
- ・ 事故等が発生した場合には速やかに中野区、東京都等の所管へ報告することや再発防止の検証が必要になることを、危機管理の一環として、会議等で全体周知を行いました。

### (2) 日常的な危機管理について

- ・ 厚生労働省作成の感染症対応マニュアルを参照し、使用した食器類の洗浄、除菌など日常的な衛生管理に努めました。
- ・ 嘱託医の指導のもと、児童に分かりやすい手洗いの手順書の作成や個々の状況に応じた支援を行い、感染症予防に努めました。
- ・ インフルエンザ等感染症情報を把握し、感染防止のための手洗いやうがいの励行を所内および家庭でも実施してもらうように働きかけていきました。

### (2) 防災・非常災害時の対応について

※令和 2 年 2 月 13 日（木）11：00～12：00

自衛消防訓練実施（職員 8 名）

## 8.施設管理

- ・ 中野区で取り組む環境マネジメントシステムを可能な限り取り組み、事業活動における環境保全推進および環境負荷軽減に努めました。